

## 賃金控除に関する申合せ

国立大学法人広島大学（以下「大学」という。）と広島大学教職員組合（以下「組合」という。）は、平成16年4月1日付けで締結した賃金控除に関する協定において合意した、広島大学教職員組合の組合費等（以下「組合費等」という。）の控除に当たって、次のとおり申し合わせる。

- 第1 組合は、組合費等の控除を希望する職員に対し、学長あての「賃金からの組合費等控除についての委任状」（以下「委任状」という。）の提出を依頼し、そのとりまとめを行うものとする。
- 第2 組合は、大学が指定するフォーマットで責任を持って控除データを作成し、毎月、大学が指定する日までに大学に提出するものとする。
- 第3 大学は、職員から提出された委任状及び組合が作成した控除データに基づき、控除を行うものとする。
- 第4 大学は、控除した組合費等を組合が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。  
2 前項の振り込みに係る経費については、組合が負担するものとする。
- 第5 職員からの組合費等の控除の内容に関する問い合わせについては、組合が対応するものとする。
- 第6 大学は、委任状及び組合が作成した控除データを賃金控除以外の目的で使用しないととも、組合の許可なく、給与事務担当部署から持ち出したり、給与事務担当以外の者に関覧させてはならない。
- 第7 この申合せに関して問題が生じた場合には、大学と組合は、誠実に協議し、必要に応じ、申合せ内容を変更することができるものとする。

平成16年9月15日

国立大学法人広島大学  
使用者職氏名 学 長 牟 田 泰

広島大学教職員組合執行委員長  
組合代表職氏名 佐 藤 清

